

## 電力の需給ひっ迫に伴う停電等に係る防火対策の徹底について

### 嶺北消防組合消防本部

事業所各位におかれましては、日ごろから施設の防火対策の徹底にご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、政府においては、平成28年度夏季の電力需給見通しについて検証を行い、その結果を踏まえて「2016年度夏季の電力需給対策」をとりまとめ、本年度夏季の電力需給は電力会社間の融通なしで、いずれの電力会社でも電力の安定供給に最低限度必要な予備率3%以上を確保できる見通しであるとしています。また、一方では引き続き大規模な電源脱落や想定外の気温上昇による需要増に伴う供給力不足のリスクがあることに十分留意する必要があるともしています。

つきましては、大規模停電が発生した場合の対応として、次のような点にご留意いただきますようお願いいたします。

#### 1 消防用設備等及び特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という）に関する事

##### (1) 消防用設備等が停電時に作動しない場合に備えた対応について

非常電源の容量を超えて停電の時間が続くと見込まれる場合などには、消防用設備等が作動しない場合に備えて、次のような対応をお願いします。

###### ア 消火設備

消火器、簡易消火用具等の設置場所及び使用方法について再確認をして下さい。また、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備などの自動消火設備については、手動による放出操作手順について再確認をして下さい。

###### イ 警報設備

事業所を巡回して、こんろ、その他の火気使用設備・器具の火元の警戒を入念に行うなど、火災の早期発見に努めていただくとともに、当該設備・器具の設置範囲内への連絡及び周知体制の確保に努めて下さい。

###### ウ 避難設備

事業所の避難誘導體制及び避難経路について再確認をして下さい。

## (2) 消防用設備等に附置されている非常電源の機能の確保について

消防用設備等については非常電源が附置されていますが、本来は火災時の停電の際に消防用設備等を作動させるためのものであって、大規模な停電が発生する場合を想定しているものではありません。そのために、次のようなことにご留意いただきますようお願いいたします。

ア 備え付けられている非常電源の可動可能時間について事前に確認して下さい。

イ 必ず、停電時に非常電源の自動起動を維持して下さい。

ただし、停電の発生時間が非常電源の可動可能時間を超えて長時間となることが予想される場合であって、やむをえず非常電源を手動起動とする場合には、前述(1)に記載の内容を徹底していただくとともに、特に後述する4に記載の内容を中心に事業所の防火体制に万全を期して、非常電源が復旧した後は必ず、停電時に非常電源の自動起動が行われる設定に戻していただきますようお願いいたします。

このような場合は、停電時に非常電源を手動起動とする場合の対応や防火体制などを確保するよう、事業所の従業員などへの周知徹底に努め、必要に応じて最寄りの消防署予防指導課に事前に相談するようにして下さい。

ウ 消防用設備等の非常電源として自家発電設備を用いる場合は、必要な燃料の確保に努めていただくとともに、常用電源復旧後に直ちに運転を停止(常用電源復旧時に自動的に運転を停止するものを除く)し、さらに燃料の供給、点検の実施を行って、火災時の本来の機能に支障とならないように努めて下さい。

なお、燃料が空となった後に燃料を補給した場合は、再び使用するために当該自家発電設備のエンジン部分の空気抜き操作が必要なものがありますので、燃料タンクの減液警報が鳴動した際に自家発電設備を停止することやエンジン部分の空気抜きの方法を確認することなど、事前に対応方法を確認して下さい。また、自家発電設備を電力需給対策に活用する場合の留意点については、次の通知をご参照いただきますようお願いいたします。

※「自家発電設備を電力需給対策に活用する場合の留意点について」(平成23年6月22日付け消防庁予防課事務連絡)

## (3) その他の留意事項について

消防用設備等の中には、非常電源による通電が停止した場合に警告音を発するものや自動的に作動を開始するものがありますので、事前に停電時の動作状況及びその停止方法をご確認いただくとともに、必要に応じて在館者や

その他の関係者に対する周知徹底に努めていただきますようお願いいたします。

## **2 危険物施設に関すること**

停電時における危険物施設の事故防止の徹底を図るため、次のことについてご留意いただきますようお願いいたします。

### **(1) 保安管理について**

危険物施設が停電となった場合に備えて、停電時の対処方法について再確認をして下さい。

### **(2) 自家発電設備の点検や試運転における留意事項について**

自家発電設備の稼働に備えた関連設備の点検や試運転を行う場合には、発電設備のサービスタンク、配管等の損傷、漏油などが発生しないことを確認下さい。

### **(3) プラント等における安全対策について**

停電により、計装制御システムの機能停止、冷却機能の停止に伴う反応制御不能時等が起り、プラント工程に異常が発生したり、他の用役施設も停止する危険があることを踏まえ、制御に必要な電源を確保いただくとともに、プラントの緊急停止などに係る手順について再確認をして下さい。

## **3 石油コンビナート等災害防止法に係る特定防災施設等に関すること**

停電における災害発生時の災害拡大防止のため、消火用屋外給水施設の予備動力源及び非常通報設備の蓄電池の機能の維持についてご留意いただきますようお願いいたします。また、前述2に記載の内容に準じた対応に努めて下さい。

## **4 その他の一般事項に関すること**

### **(1) 火気管理の徹底について**

事業所の火気使用等は十分に注意して行うなど、火災の発生防止に努めるよう、在館者や利用者その他関係者に対する周知に努めて下さい。また、電気こんろや電子レンジなどの電気機器の使用中に停電した際には、再通電の際の火災の発生防止の観点から、スイッチを切るなどの必要な措置に努めて下さい。

## **(2) 119番通報体制の確保について**

I P 電話や F A X 機能付き電話等の一部の電話機では、停電時に使用不能となる場合がありますので、予め確認し確実な 1 1 9 番通報体制を確保して下さい。

## **(3) 避難経路等の確保について**

停電時、電気錠が設けられている扉、自動ドア等は、機能を失って通行不能となるおそれがありますので、避難経路及び消防隊進入経路を確認し、通行ができるように努めて下さい。

## **(4) 停電前におけるエレベーターや遊具等の使用制限について**

停電時に停止する電気を動力源とするエレベーターや遊具等については、計画停電実施予定時間前にその使用の制限についてご配慮いただきますようお願いいたします。

消 防 署	所 在 地	連 絡 先
嶺北消防署予防指導課	坂井市春江町随応寺 17-10	0776-51-0911
嶺北あわら消防署予防指導課	あわら市花乃杜 5 丁目 2-3	0776-73-0119
嶺北丸岡消防署予防指導課	坂井市丸岡町一本田 5-36	0776-66-0119
嶺北三国消防署予防指導課	坂井市三国町中央 1-1-36	0776-82-6119